子ども・子育て支援新制度の施行に伴う基準の条例等の制定について

パブリックコメント実 施の際の題名	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数	((意見件数	ひき見	に対する	あ市の考え	方		条例制定の考え方	制定時期
子ども・子育て支援	川崎市放課後児童健全育成事業の設	平成 26 年 8 月 28 日 (木)	78 通(173 件)							今後の施策・事業の推進に向	平成 26 年度
新制度の施行に伴う	備及び運営の基準に関する条例	~平成 26 年 9 月 26 日(金)			けて参考にする意見・要望や事	第4回定例会					
「放課後児童健全育	<本市の対応案>									故防止のための対策を講じる	(12月議会)
成事業の設備及び運	国の基準に沿った基準としますが、		A:御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの							よう意見があったことから、一	
営の基準 (案)」	本市独自の経過措置として、設備の基		B:御意見の趣旨が基準	(案)に沿っ	部の意見を反映し、条例案を策						
	準に関して児童1人当たり1.65㎡		C: 今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの D: 基準(案)や施策に対する要望の意見であり、基準(案)や施策の内容の考え方等を説明するもの E: その他							定しました。	
	以上設けるとする専用区画の面積基										
	準に満たない場合は、条例の施行日か										
	ら平成32年3月31日まで経過措置を										
	設けることとします。		項目 件数 市の考え方(単位:件)								
BX() SCCCG, 9°			A	В	С	D	Е				
			基準条例全般に関す ること	22	1	7	4	10			
				13			5	8			
			職員の員数及び資格	22			1	21			
				_				_			
				3				3			
		項目 件数 市の考え方(単位:件) A B C D E 基準条例全般に関す 22 1 7 4 10 ること 設備に関すること 13 5 8									
1			その他運営に関する	6				6			
			【御意見に対する本市の考え方の区分説明】 A: 御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの B: 御意見の趣旨が基準(案)に沿った意見であるもの C: 今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの D: 基準(案)や施策に対する要望の意見であり、基準(案)や施策の内容の考え方等を説明するもの E: その他								
	(編及び運 国の基準に沿った基準としますが、本市独自の経過措置として、設備の基準に関して児童1人当たり1.65㎡以上設けるとする専用区画の面積基準に関して児童1人当たり1.65㎡以上設けるとする専用区画の面積基準に満たない場合は、条例の施行日から平成32年3月31日まで経過措置を設けることとします。 A: 御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの B: 御意見の趣旨が基準(案)に沿った意見であるもの C: 今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの D: 基準(案)や施策の内容の考え方等を説明するもの E: その他 項目 作数 市の考え方(単位: 件)										

パブリックコメント実	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数(意見件数)と意見に対する市の考え方						条例制定の考え方	制定時期	
施の際の題名											
子ども・子育て支援	川崎市幼保連携型認定こども園の学	平成 26 年 6 月 19 日 (木)	65 通(248 件)						条例(案)の趣旨に添った	平成 26 年度	
新制度の施行に伴	級の編制、職員、設備及び運営の基	~平成26年7月18日(金)								意見や、施策の展開の参考と	第 3 回定例
う関係条例の制定	準に関する条例	【御意見に対する本市の考え方の区分説明】								すべき意見であったことか	会
について	<本市の対応案>		A:御意見の趣旨を踏まえ、条例(案)に反映させるもの							ら、案のとおり条例を制定し	(9月議会)
	国の基準に沿った基準とします		B:御意見の趣旨が条例で制定する基準に沿った意見であるもの							ました。	
	が、本市独自の基準として、乳児室		C:御意見の趣旨を、今後の施策の展開の参考とさせていただくもの								
	の面積を国よりも高い基準にし、保		D:条例で制定する基準や施策に対する要≦								
	育時間等について開園日・開園時間		確認するもの								
	は認可保育所と同様とします。	E:その他									
	川崎市家庭的保育事業等の設備及び		西口		市の考え方の区分						
	運営の基準に関する条例		項 目	数	A	В	С	D	Е		
	<本市の対応案>		子ども・子育て支援新制度全般に関す								
	国の基準に沿った基準とします		ること	85	0	0	0	15	70		
	が、本市独自の基準として、乳児室		基準条例に関すること		0	10	63	22	0		
	の面積を国よりも高い基準にし、保			95							
	育時間等について開所日・開所時間		基準条例全般に関すること	63	0	2	E 1	10	0		
	は認可保育所と同様とします。			00	0		51	10	0		
	川崎市特定教育・保育施設及び地域		「(仮称) 川崎市幼保連携型認定こど								
	型保育事業の運営の基準に関する条		も園の学級の編制、職員、設備及び運	11	0	1	10	0	0		
	例		営の基準に関する条例」に関すること								
	<本市の対応案>		「(仮称) 川崎市家庭的保育事業等の								
	法の趣旨を鑑みて、国の基準どお		設備及び運営の基準に関する条例」に	20	0	7	2	11	0		
	りとし、本市独自の基準は定めない		関すること								
	こととします。		「(仮称) 川崎市特定教育・保育施設								
	【一部を改正する条例】		及び特定地域型保育事業の運営の基	0	0	0	0	0	0		
	川崎市児童福祉施設の設備及び運営		準に関する条例」に関すること								
	の基準に関する条例		「川崎市児童福祉施設の設備及び運	1	0	0	0	1	0		
	<本市の対応案>		営の基準に関する条例」に関すること	1		U	U	1	U		
	保育時間等について本市における		その他の意見等 68 0 0 9 59								
	多様な就労実態や都市部共通の通勤					-					
	事情などを踏まえ、開所日・開所時		合 計	248	0	10	63	46	129		
	 間を新たに設けることとします。			1	1			1	1		

パブリックコメント実	意見を募集した条例等の考え方	募集期間	意見提出数(意見件数)と意見に対する市の考え方					条例制定の考え方	制定時期		
施の際の題名											
子ども・子育て支援	保育の必要性の認定及び利用調整基	平成 26 年 7 月 14 日 (月)	102通(162件)	102 通(162 件)						基準(案)の趣旨に沿った意	平成 26 年
析制度の施行に伴う	準 (案)	~平成26年8月12日(火)	3月12日(火)							見、今後の施策・事業の推進に	9月26日
「保育の必要性の認			【御意見に対する本市の考え	た方の区分割	兑明】					向けて参考にする意見のほか、	
E及び利用調整の基	■保育の必要性の認定基準の事由であ		A:御意見の趣旨を踏まえ、	基準に反映	央させる	もの				基準 (案) の内容を修正すべき	
準 (案)」	る「就労」の下限時間の設定について	B:御意見の趣旨が基準(案)に沿った意見であるもの								意見及び基準(案)の内容がわ	
	<本市の対応案>		C:今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの							かりやすくなる意見があったこ	
	本市における待機児童の実態や現								とから、それらの意見を別表へ		
	状の就労の下限時間(月16日以上か								反映し、基準を制定しました。		
	つ1日4時間以上)の設定を踏まえ、		E: その他								
	10年の経過措置期間を活用し、64				市の考え方(単位:件)						
	時間以上(月16日以上かつ1日4時		項目	件数	A	В	С	D	Е		
	間以上) の就労を下限として定めま		保育の必要性の認定に								
	す。			3	0	1	0	2	0		
	■保育の必要性の認定基準の事由であ		関すること								
	る「求職中」「育休中」について		利用調整基準全般に関	18	2	$2 \mid$	0	9	5		
	<本市の対応案>		すること								
	「求職中」「育休中」については、		利用調整基準 別表1	22	0	7	0	15	0		
	その保育の必要性の実態を踏まえ、		に関すること	22							
	「保育標準時間認定(11 時間相当)」		利用調整基準 別表 2 に関すること	12	0	1	0	11			
	と「保育短時間認定(8時間相当)」の								0		
	2つの区分を設けず「保育短時間認		利用調整基準 別表3 に関すること		37	1	1	22			
	定」とします。			61					0		
	■保育の利用調整基準の優先利用につ										
	いて		利用調整基準 その他 に関すること その他に関すること	32		1	0	01370	0		
	<本市の対応案>										
	本市における現行の保育所入所選					1	7		24		
	考基準(要綱)上の取扱いを前提とし										
	ながら、新たな優先利用の事項等も踏		合計	162	39	14	8	72	29		
	まえ、利用調整基準として定めます。				<u> </u>	<u> </u>					